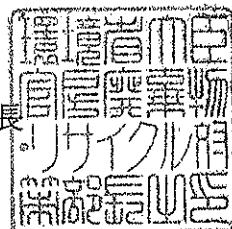




環境対発第080331003号
平成20年3月31日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長



ごみ処理施設性能指針の一部改正について

ごみ処理施設の構造に関する技術上の基準については、平成10年10月28日付け生衛発第1572号厚生省生活衛生局水道環境部長通知別添「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針」を適用しているところであるが、近年の新技術開発による廃棄物処理技術の多様化等を踏まえ、今般、当該性能指針の一部を下記のとおり改正し、平成20年度以降新たに着手する循環型社会形成推進交付金の交付対象事業から、平成19年6月15日付け環対発第070615006号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙「循環型社会形成推進交付金取扱要領」に定める細目基準の一つとして適用することとしたので、本件了知の上、貴管下市町村等に対する通知方よろしくお願ひする。

記

Ⅲ中36を40とし、35を39とし、34の次に次のように加える。

35. バイオディーゼル燃料化施設

一般廃棄物である廃食用油等から自動車用等としてのバイオディーゼル燃料を製造する施設をいう。

36. 廃食用油等

使用済みの食用油及び植物油（動物油を混入している油を含む）をいう。

37. バイオディーゼル燃料

廃食用油等から得られる脂肪酸メチルエステルを主成分とする物質をいう。

38. 全グリセリン

バイオディーゼル燃料中に残存するトリグリセライド、ジグリセライド、モノグリセライド及び遊離グリセリンをグリセリン質量換算した総和をいう。

XIをXIIとし、Xの次に次のように加える。

XI バイオディーゼル燃料化施設

1. 性能に関する事項

（1）廃食用油等の処理能力

計画する質及び量の廃食用油等を、計画する性状のバイオディーゼル燃料に処理する能力を有すること。

(2) バイオディーゼル燃料の性状

- ① 脂肪酸メチルエステルの質量分率が 96.5 %以上であること。
- ② 全グリセリンの質量分率が 0.25 %以下であること。

$$\text{全グリセリンの質量分率} = W_g + 0.255 W_{MG} + 0.146 W_{DG} + 0.103 W_{TG}$$

W_g ：遊離グリセリンの質量分率

W_{MG} ：モノグリセライドの質量分率

W_{DG} ：ジグリセライドの質量分率

W_{TG} ：トリグリセライドの質量分率

ただし、モノグリセライドは 0.8 %、ジグリセライドは 0.2 %、トリグリセライドは 0.2 %、遊離グリセリンは 0.02 %を超えないものとする。

- ③ メタノールの質量分率が 0.2 %以下であること。
- ④ 金属 (Na + K) が 5 mg/kg 以下であること。
- ⑤ 酸価が 0.5mgKOH/g 以下であること。
- ⑥ ヨウ素価が 120g-I/100g 以下であること。
- ⑦ 密度 (15 °C) が 0.86 ~ 0.90g/mL であること。
- ⑧ 動粘度 (40 °C) が 3.5 ~ 5.0mm²/s であること。
- ⑨ 流動点が -7.5 °C以下であること。
- ⑩ 目詰まり点が -5 °C以下であること。
- ⑪ 10 %残留炭素が 0.30 %以下であること。
- ⑫ セタン価が 51 以上であること。
- ⑬ 水分が 500mg/kg 以下であること。
- ⑭ 引火点が 100 °C以上であること。
- ⑮ 硫黄分が 10ppm 以下であること。

ただし、自動車燃料用等、その他用途に応じて必要な性状項目を追加し、基準を設けること。

(3) 安定稼働

一系列当たり 90 日間以上にわたり、この間の計画作業日における安定運転が可能であること。

2. 性能に関する事項の確認方法

(1) 性能確認条件

以下の条件を満たす実証施設又は実用施設における運転結果に基づき、各性能に関する事項に適合しているか確認すること。

- ① 計画する廃食用油等と同程度の質の廃食用油等を使用して行ったものであること。
- ② 計画する実用施設の一系列当たりの処理能力に対し、実証施設又は既存実用施設の一系列当たりの処理能力は、概ね 1/10 以上であること。

③ 実証試験については、延べ 200 時間以上の試験運転実績を有すること。

(2) 性能確認方法

① 廃食用油等の処理能力及びバイオディーゼル燃料の性状

以下のいずれかにより確認すること。

(ア) 実証試験により得られた運転データ及びバイオディーゼル燃料の性状を評価した結果

(イ) 実用施設における運転データ及びバイオディーゼル燃料を評価した結果

② 安定稼働

以下のいずれかにより確認すること。

(ア) 実証試験により得られた運転データ並びに構成部品及び部材の耐用性と、連續した安定運転を阻害する原因への対策等を評価した結果

(イ) 実用施設において、一系列当たり 90 日間以上にわたり、この間の計画作業日における安定運転を実施した実績